

伊予市観光パンフレット作製事業委託業務仕様書

1 名称

伊予市観光パンフレット作製事業委託業務

2 目的

昨今の観光ニーズの変化を踏まえ、今ある観光コンテンツを新たな切り口で発信することにより、伊予市への注目度や来訪者数を増加させることを目的とする。ひいては、コロナ禍で低迷が続いた地域経済の活性化を図るとともに、アフターコロナの時代において、持続可能な観光地となることを目指す。

3 委託契約期間

委託契約期間は、契約締結の日から令和6年2月29日（木）までとする。

4 業務の概要

(1) 表紙及び本文全般にわたる企画、デザイン等の作製

- ① 企画立案、デザイン、写真撮影、原稿作製、レイアウト、編集、校正など観光パンフレット作製に必要な全ての作業を実施すること。
- ② カラーユニバーサルデザイン及びメディア・ユニバーサルデザインに配慮した色彩及びフォントを用いること。
- ③ 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は、受注者において入手すること。この場合に、第三者から資料等を入手するときは、著作権の譲渡を受け、かつ、著作者人格権が無期限に行使されない措置をとること。なお、季節、自然状況等の関係で入手不可能な資料等については、協議の上、発注者が所有している資料等を可能な範囲で提供することができる。
- ④ 英語版を作製すること。
- ⑤ 概要版（英語版を除く。）を作製すること。
- ⑥ 発注者の製作意図を汲み取り、より分かりやすい紙面にすること。
- ⑦ 発注者の指示に基づき校正作業を実施すること。

(2) 印刷・製本

観光パンフレット

サイズ等 A4、中綴じ、16ページ以上（表紙含む。）

※ページ数は提案事項とする。

印刷部数 40,000部（うち5,000部は英語版）

印刷 全ページカラー印刷（4色以上刷り）

紙質 コート紙、マットコート紙、上質紙等 四六版110kg

(3) 電子データの作製

受注者は、以下のデータを作製し、電子媒体で納品すること。

① PDFファイル

ア 低解像度PDFファイル（ホームページ掲載用）

ディスプレイへの表示及び印刷しても判別可能であること。

- ・見開きページ
- ・単一ページ
- ・多言語対応ページ

イ 高解像度PDFファイル

画像解像度300dpi以上とし、できるだけ高解像度であること。

- ・見開きページ
- ・単一ページ
- ・多言語対応ページ

② 概要版（英語版を除く。）データ

今回作製するパンフレットの内容を抜粋した概要版データ（A3カラー、2ページ）をPDFファイルで提出すること。（データ作製のみとし、印刷は不要）

③ レイアウトデータ

- ・Adobe Illustrator CS6で作製した再編集可能なレイアウトデータとすること。

④ 中間生成物データ

- ・画像（写真を含む）、図表、イラスト、文章（キャッチコピー等を含む。）及び翻訳文章

(4) 製作業務全般の管理電子データの作製

受注者において、専門の編集員による原稿の読み込みや標記の統一を図るための内容の確認を行った後、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けること。

受注者は、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応するものとする。

最終校正完了後、発注者による確認完了通知を受注者が受領したのち、印刷作業に取り掛かること。

(5) その他追加提案

提案者は、契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案することができること。

5 業務の要件

(1) 伊予市のキャッチコピーである「ますます、いよし。」を主題とし、伊予市の認知度向上に寄与するものであること。

(2) 「伊予市まるごと おもてなしプラン～伊予市観光振興計画～」(以下、「観光振

興計画」とする)の主旨に沿うものとする。観光振興計画では、主な観光ターゲットを20代～40代の女性としていることから、女性目線や意見を活用した観光コンテンツを魅力的に提案すること。

なお、観光振興計画は、伊予市ホームページからダウンロードすること。

(https://www.city.iyo.lg.jp/keizaikoyou/r3_iyocity_omotenashi_plan.html)

- (3) パンフレットの構想段階にて、県内大学及び一般社団法人伊予市観光物産協会ソレイヨとの意見交換の場を設け、官民学連携に基づいた多様な視点を取り入れること。(実施方法・回数については、提案事項とする。)
- (4) 昨今の観光トレンドとして、「話題性」や「迫体験」といった観点が重視されていることから、伊予市を訪問してみたい気持ちを湧き立たせ、且つ訪問者自らが SNS 等で発信したいと思えるような写真やイラスト・キャッチコピーを掲載すること。
- (5) 市内全域(伊予地域・中山地域・双海地域)の各種地図を効果的に用いて、観光スポットや公共施設等の位置関係を明示し、市内での周遊性を高めるものとする。
- (6) 自家用車だけでなく、公共交通機関や自転車等でのアクセス方法を提示し、観光客のアクセスの幅を広げるような内容を掲載すること。
- (7) 伊予市が取り組む「ますます、いよし。ブランド」の認定マークを掲載し、QRコード等を活用した市ホームページとの連携により、認定事業及び認定商品の魅力度、認知度の向上につながる内容を組み入れること。
- (8) QRコード等を活用した市ホームページとの連携により、多言語対応によるインバウンド促進の要素を組み入れること。(対応する言語については、提案事項とする。)
※リンク先に掲載する多言語対応ページについては、本仕様書「4業務の概要」(3)①アで作製したものを使用すること。
- (9) 掲載内容が変更になる場合に備え、パンフレット作製の基準日を明記すること。

6 実績報告等

- (1) 業務の完了に当たっては、次の成果品を提出すること。
 - ① 業務報告書 正本・副本 各一部、電子データ一式(電磁的記録媒体で納品)
 - ② 製作物(パンフレット40,000部)
- (2) 業務の成果について、伊予市は事業の実施期間中であっても随時検査を行い、必要な成果が得られているかを確認し、指示できるものとする。伊予市から改善、変更等の指示を受けたときは、受注者は速やかに対応しなければならない。

7 業務実施体制等

- (1) 業務実施体制及びスケジュール
 - ① 提案に基づき業務を実施できる人員体制及びスケジュールを提案すること。
 - ② 業務の進捗状況については、随時、協議・報告すること。

(2) 業務責任者の配置等

業務の実施に当たっては、本業務を統括し、伊予市から指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務遂行管理及び伊予市との意思疎通に努めること。

8 再委託

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。なお、受注者は再委託先の行為についても全責任を負うこと。

9 秘密保持

(1) 秘密の保持

- ① 伊予市は、本業務に関し、プロポーザル参加事業者から提出された企画提案書等を、本業務の受注者選定以外の目的で使用しない。
- ② 受注者は、本業務に関し、伊予市から受領し又は閲覧した資料及び本業務を通して得られた調査結果等を、伊予市の許可なく公表し又は使用してはならない。
- ③ 受注者は、本業務により知り得た伊予市、企業、市民及び関係者の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報等の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報及び個人の肖像を取り扱う場合、当事者又は法定代理人等の同意を得るとともに関係法令を遵守しなければならない。

- (3) 上記に掲げる秘密の保持及び個人情報の保護に関しては、契約期間満了後又は契約解除後も継続して履行されるものとし、違反があった場合は法令に基づき厳正に対処するものとする。

10 権利の帰属

- (1) 本業務で製作する中間生成物を含めた全ての知的創造物の知的財産権、所有権、著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)その他一切の権利は、成果品の引き渡しをもって伊予市に譲渡されるものとし、伊予市及び受注者から依頼を受けて中間生成物を製作した者(以下「製作者」という。)並びに受注者は、当該業務に関係する事項に関して著作権法第17条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。
- (2) 本業務で製作した中間生成物を含めた知的創造物について、伊予市は製作者及び受注者に何ら断りなく二次利用することができる。
- (3) 構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。なお、受注者又は

製作者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

- (4) 本業務で製作する中間生成物を含めた全ての成果品について、他者の所有権、知的財産権及び著作権を侵害しないことを保証すること。なお、他者の権利を侵害していることが明らかになった場合は、受注者が全ての責を負うものとし、伊予市は一切関知しない。

1 1 その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。この指示を受けたときは、受注者は速やかに対応しなければならない。
- (2) 発注者への著作権等の譲渡並びに受注者及び製作者の著作者人格権不行使に係る一切の費用は、契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (3) 成果品が他者の所有権、知的財産権、著作権及び肖像権を侵すものでないこと。
- (4) 取材、製作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。(飲食物、体験サービスの撮影、取材に関しては受注者が代金を支払うこととし、取材先に無償での提供を求めないこと。)
- (5) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。